〇井上弘美 本市の障害児保育の理念についてお尋ねします。

2015年度より「子ども子育て新制度」が制定され、保育の必要性の認定が変更されました。これに伴い、豊中市では2021年度から障害児保育を求める保護者に就労等の要件を付す取扱いに変更しました。働いていること等が条件です。

変更前(2020年度まで)、豊中市では「障害児保育基本方針」に基づき「障害児」の優先入園が行われてきました。障害児の「優先入園」はどのような取り扱いで、どのような考えで進められてきたのでしょうか。

また、変更後「障害児」の保育認定についてどのようになっているのでしょうか。

〇答弁 豊中市、障害児保育基本方針では、保育所及びこども園の持つ機能を十分に発揮し、 障害児の教育と養護の推進と併せて、他の児童の豊かな人間形成を目指すものとしていま す。

変更前までの取り扱いは、運用において、障害児の保護者の就労要件について問わず、集団保育の必要性に応じ、保育の受け入れの判断を行っていたものです。

令和3年4月より、2号、3号認定児については、障害児の保護者についても就労等の保育事由を必要とすることとしたものです。

〇井上弘美 ありがとうございます。「豊中市障害児保育基本方針」の記述には、『文明の 進歩、社会の発展に伴い新たな障害児が作り出され、社会状況や生活条件の変化は誰をも障 害児に変えうる要因となる可能性のあることをふまえるとき、障害児保育は、まさに、実践 を通して、人間の価値観を追及するものである」とあります。

また、『障害児保育は人間としての権利の行使であり、正当な権利としての保育の要求であるといえる』とも書いてあります。

さて、「障害」児の保護者グループからは、保育所に入りたいがために、通院・療育等で 忙しい時間をやりくりして仕事に就くケースがあったと聞き及んでいます。

一方、「障害」児の子育ての大変さや、他の兄弟の育児のために、仕事につきたくてもつけず、「保育」利用が出来ない保護者もいらっしゃいます。そして、安定した集団生活が発達に与える影響を強く意識されていて、1日でも早く保育所に入りたい、3歳では遅いと考えておられます。

そこで2問めです。3歳からなら仕事につかなくても認められる『1号認定』、昼2時までの短時間通園ですが、これでは障害児保育において不十分であると考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

〇答弁 O歳から2歳児の障害児と保護者については、児童発達支援センターにおける親子通園や小集団親子教室を利用いただくなど支援を行っております。多様化する子どもの

発達特性に、専門的な見地から見立てを行い、保護者の理解も含めた子供の特性や成長に応 じた支援により、集団生活への土台作りを行っています。

加えて、民間の通所支援事業所の利用のほか、子育て支援センターほっぺや公立こども園 16園にある地域子育で支援センターなどで、他児との交流や、子育て相談等の支援を行っ ております。

1号認定時につきましては、個々の事情に応じて延長保育等もご利用いただくとともに、 保育において、保育計画及び障害児保育に係る個別の支援計画を作成し、一人一人の発達・ 成長に応じた支援を行っております。

〇井上弘美 ありがとうございます。個別の状況に応じた支援を行っているとのこと評価 いたしますが、これについての意見は後程述べさせていただきます。

〇井上弘美 次に来年度の障害児のこども園・保育所への入所見込みについてお聞きします。8月に行われた、1号認定を希望する「障害」児の保護者向けの相談では、何件の保育の希望があり、入所の見込みはどれくらいでしょうか。また、相談の中で"本当はもっと早くこども園に通わせたかった"というお声はありましたか。

○答弁 公立こども園における1号認定の障害児保育入園相談件数は、49件ございました。全員に第5希望まで伺っており、いずれかの園庭入園できる見込みです。 またご相談いただいた際に、早く通院させたかったと言う声は聞いておりません。

〇井上弘美 ありがとうございます。皆さん第一希望とはいかないが、入園できる見込みと のこと、承知いたしました。

〇井上弘美 次に、障害児の支給認定について質問します。

取扱い変更2021年度時点で、保護者が就労せずに2号認定、つまり3-5歳保育を受けていた「障害」児で、そのまま短時間の1号ではなく2号継続を求めた児童は何人いましたか。そして、その個別の要望にはどのように対応されたのでしょうか。

また、取り扱い変更以降、働いていないけれど、2号・3号認定を求める保護者はいたのでしょうか。

〇答弁 当時、保護者が就労せず、2号認定を受けていた児童で、障害を理由に2号認定の継続を希望された児童は7人でした。

この4人については、保護者との面談において、就労以外の入所要件に該当するかの確認を含め、家庭状況などを丁寧にお聞きし、保育の必要性を判断しました。

令和3年度(2021年度)以降は、1号認定のご相談から入園に至っており、この間の対応においては、2号3号を求める保護者はいませんでした。

〇井上弘美 ありがとうございます。取扱い変更の狭間での継続希望には対応された、そ してその後は、就労なしに保育を求める保護者はいなかったということですね。

## 〇井上弘美 2問めを行います。

政府は「こども誰でも通園制度」を打ち出しました。改めて保育は、親の就労支援の為だけではないことを明確にしました。全てのこどもに保育の場を提供しようとしているわけですから、本市も障害児の保育における「親の就労要件」を課すことについて、改めて見直すべき、いえ豊中市のインクルーシブ教育の原点に帰るべきではないかと考えます。一方、保育の現場からは、保育士不足等から障害児保育の未経験者が担当している、研修を十分行えていない等の窮状も聞こえてきております。一度しくみが途切れてしまうと、再生するのは困難であるとは推測します。保育要件の見直しに時間がかかるようであれば、例えば、保育を希望する〇~2歳の障害児においては、「こども誰でも通園制度」を活用し、可能な限り、同一園同一集団で、長期的な保育を提供できる仕組みをつくるべきと考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

〇答弁 障害児に限らず、支援を要する未就園児の定期的な預かりについては、現在、国において制度設計の検討が進められている「子ども誰でもも通園制度」の議論を踏まえ、本市においても検討を進めて参ります。

## 〇井上弘美 ありがとうございました。意見要望です。

2012年の児童福祉法の改正で保育要件は、「保育に欠ける」児童つまり"保護者が働いていたり、病気であったりして、日中に子どもの面倒が見られない状況 "、から、「保育を必要とする」児童と、こどもの権利擁護の観点へと見直されました。豊中市は以前から、前段のご答弁にもありましたように、明確な理念をもって「障害」児の「親の就労」を保育要件から除外してきました。しかし、「子ども子育て新制度」のもとでの「支給認定」を画一的に適用する余り、「障害児保育」を後退させることになったのではないでしょうか。地域子育て支援センターでの「他児との交流」は、継続性・安定性に欠け、いつも同じ場にいる地域の「集団」とはいえません。固定的な集団の中での育ちは、子ども同士の承認や他を思いやる心を育む上で非常に貴重です。「親が何十回教えてもできなかったことが、友達をまねてあっさりできるようになることが本当に多いのですよ」とのお話もありました。こども同士のつながり、親も含めた地域のつながりの中で心のバリアフリーが醸成されるには長い年月がかかることを忘れてはなりません。

市発行の「保育施設等の利用案内」によれば、「障害」児の保護者が仕事についていなくても「その他の理由」として、2・3号認定をする道もあり相談にも応じるとのことです。しかし、実際には2021年を境に希望者がいないとのご答弁でした。保護者が仕事を持つケースが多くなり、私が申し上げた事例は減ってきているかもしれませんが、要望が無いと考えるのは早計です。「その他に含まれる柔軟な対応」ではなく「こどもの権利」として『認定』を当たり前に、以前のように「障害」児の保育要件に保護者の就労を含めないことを要望し、この質問を終わります。

〇井上弘美 現在、庄内さくら学園を除く各小中学校体育館には水冷式の空調機 3~4台がレンタルで導入されています。

差し迫った課題として「直ぐに手配が出来る」「レンタルで安価に導入できる」ことを優先し、2020年度(要確認)から導入されました。

しかし学校現場からは「音がうるさく授業時に教職員や子どもの声が聞き取りにくい」 「室温を下げる効果に乏しい」「水の補充も教職員が担当している」などの声が聞かれます。 教育委員会として、現在使われている「水冷式空調機」に関する課題認識を伺います。

〇答弁 スポットクーラーにつきましては、毎年、各学年に対しアンケート調査を実施して おり、多くの学校より設置について良好な回答を得ております。

機種の選定については、でき得る限りその時点の最新機種を選定しレンタルしておりますが、「排水や乾燥などのメンテナンスに時間を要する」、「音がうるさい」などのアンケート結果もあり、運用面での課題があるものと考えております。

〇井上弘美 ありがとうございます。教育現場の悲壮感・切迫感とは乖離があるようですが、 課題として認識されていること、承知しました。

その上で2問めです。

近年の猛暑の傾向、また今年は二学期に入っても真夏日が続く異常気象のなかでの学習活動は、現在の体育館における室内環境では困難と言わざるを得ません。改めて教育委員会の見解を求めます。

○答弁 体育館には大型スポットクーラーを設置しており、夏季はプール授業も実施していることから、頻繁に暑さ指数が規定値を超えて、体育館での授業を中止せざるを得ない状況となっている訳ではありません。しかしながら、近年の猛暑の傾向を踏まえた場合、体育館における熱中症により一層留意し、その予防に取り組む必要があると考えております。

〇井上弘美 ありがとうございます。

確かに夏場はプール授業中心ではありますが、体育館は体育だけでなく、『総合学習』「特別活動」等でも使用しますし、もちろん、中学校は部活動もありますし、地域の行事も行われます。

災害時の避難所としての観点からもお聞きします。

市立学校体育館は災害時の避難所でもあり、空調の設置は急務です。既に他の議員のご質問にもありましたように、北摂各市では設置完了、あるいは令和7年度(2025年度)末完了予定です。また、近隣の多くの市がいわゆる『緊防債』を活用し、空調設備本体だけでなく、緊急用電源等災害時に重要な設備を同時に整備したり、耐用年数に合わせメンテナンスを契約しています。『緊防債』は、国から元利償還金の70%を地方交付税措置として受けることができ、これは令和7年度(2025年度)までの措置となっています。

昨日迄のご答弁と重なることとは思いますが、私からも体育館の空調の設置について、 どのようにお考えかお尋ねします。

〇答弁 学校体育館への空調設備の設置については、今夏の記録的な暑さの状況を踏まえ、 児童生徒が安全安心かつ快適に学校生活を過ごすためにも、また学校体育館は避難所とし ての役割も担っておりますことからも、学校体育館への空調設備の必要性を強く感じてお ります。

緊急防災・減災事業債の事業期間は令和7年度までとなっており、現状では極めて厳しいスケジュールであり、また財源確保の課題もございますが、本市としましては、他市事例も参考に、今年度見直し予定の学校施設長寿命化計画において整備のあり方を明らかにし、課題解決の途を探しながら、少しでも早く設置に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

〇井上弘美 ありがとうございます。少しでも早い設置に向けて取り組むとのご答弁をいただきました。意見・要望です。

近年の異常な猛暑は今後も続くと思われ、学校生活においては児童・生徒の命に係わります。大規模災害が発生した際には、避難所生活が長期に渡ることも予測し備えなければなりません。「学校施設長寿命化計画」への落とし込みでは時間がかかるのではと懸念します。

昨日の教育長のご答弁では、『緊防債』の延長も要望していくとのことでしたが、1シーズンでも早く導入を目指していただきたいと思います。計画を進めている近隣市では、業者の多忙等の理由で入札が不調となっているケースも複数お聞きしていますので実施方式についての熟慮・検討もお願いいたします。最近の報道によると他市で、プールの水を教職員が止め忘れ、損害賠償に至っているそうです。空調導入後の管理運営・オペレーションについては教員の過度な負担とならないよう合わせてお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。